

岐阜県公共事業景観形成指針

第1 目的

岐阜県景観基本条例（以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、公共施設の建設その他の公共事業（以下「公共事業」という。）に係る県土の良好な景観の形成のための指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を定めるものとする。

また、条例第13条第1項の規定に基づき、県は、公共事業景観形成指針にのっとり、公共事業を実施するものとし、同条第2項の規定に基づき、国、市町村又は公共的団体に対し、これらの者が実施する公共事業について、公共事業景観形成指針に配慮するよう、必要に応じて要請するものとする。

第2 基本的事項

県土の良好な景観の形成を図るため、次に掲げる基本的な事項にのっとり、公共事業を実施するものとする。

- 1 良好な景観の形成はまちづくりの一環であるという視点に立ち、地域の特性に配慮し、地域の創意工夫を尊重するとともに、地域住民、事業者及び市町村などの意見を反映するための参加と合意に向けた必要な措置を講じるよう努めることとする。
- 2 良好な景観の形成に関連する事業については、地域の景観の状況、当該事業の規模等の特性などに応じて、事業毎に検討することとし、地域の特性に配慮した景観の形成や新たな景観の創出を図ることとする。
- 3 良好な景観の形成を進める観点から、県民から親しまれ、永く利用又は活用され、将来にわたる県民共通の資産となるよう努めるとともに、将来の維持管理についても配慮することとする。
- 4 事業の目的を踏まえたうえで、機能性、安全性、経済性等にも配慮しつつ、良好な景観の形成のための先導的な役割を果たすことに留意することとする。
- 5 自然の地形や植生、生態系への影響を最小限にとどめるよう、位置、ルート及び規模の設定を行うとともに、地域の景観特性に配慮した形態、意匠、色彩等とし、さらに、適切な修景措置を講じるなど、良好な景観の形成を図ることとする。
- 6 歴史的、伝統的な景観を損なわないよう、位置、ルート及び規模の設定を行うとともに、地域の景観特性に配慮した形態、意匠、色彩等とし、さらに、歴史的建造物等の保存及び活用の措置を講じるなど、良好な景観の形成を図ることとする。
- 7 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく良好な景観の形成に関連する施策や地域住民の良好な景観の形成に関連する取組との連携に配慮することとする。
- 8 ユニバーサルデザインやバリアフリーを目的とした整備を行う場合には、景観の観点も含めた総合的な検討を行うこととする。
- 9 良好な景観の形成を進める観点から、必要に応じてCGや模型等の視覚的な媒体を用いた検討を行うとともに、これらの媒体を用いて地域住民、事業者及び市町村等とも意見交換等を行うこととする。

第3 共通指針

県土の良好な景観の形成を図るため、次に掲げる共通の指針にのっとり、公共事業を実施するものとする。

- 1 法面
法面は、現況の地形に応じた構造及び形態とし、圧迫感を軽減させるよう配慮する。
また、法面は長大とならないよう努めるものとし、やむを得ず長大となる法面の覆工については、緑化による修景など周辺の景観との調和に配慮する。
- 2 擁壁
擁壁は、長大とならないよう努めるものとし、やむを得ず長大となる擁壁については、形態及び意匠について工夫するとともに、緑化による修景など周辺の景観との調和に配慮する。
- 3 護岸
護岸の構造、形態、意匠及び素材は、できる限り周辺の景観との調和や生態系に配慮するとともに、親水性の確保に努める。
また、必要に応じて護岸周辺の緑化に努める。
- 4 防護柵
防護柵の構造、形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和、地域の特性や統一性に配慮する。
また、安全性及び維持管理に支障のない範囲内で、周囲の緑化に努める。

- 5 舗装
舗装の素材、意匠及び色彩は、周辺の景観との調和や地域の特性に配慮する。
- 6 標識及び公共広告物
標識及び公共広告物は、整理統合に努め、設置数や設置場所の適正化を図るとともに、形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和、地域や沿線の統一性に配慮する。
- 7 照明施設
照明施設の形態、意匠、色彩、素材等は、周辺の景観との調和、統一性に配慮する。また、夜間の景観を考慮し、光の色や強さ等について工夫する。
- 8 緑の保全と緑化
良好な景観を形成している既存樹木については、保存、移植等による活用に努める。
また、植栽に当たっては、自然の植生、周辺の樹木との調和、地域の特性等に配慮する。
- 9 占用行為
公共用地における占用行為の位置、形態、意匠及び色彩は、周辺の景観との調和、占用行為相互の統一性に配慮する。
- 10 維持管理
周辺の景観との調和に配慮するとともに、良好な景観を維持するよう、適正な管理、修繕及び補修に努める。

第4 個別指針

県土の良好な景観の形成を図るため、共通指針の他、次に掲げる個別の指針にのっとり、公共事業を実施するものとする。

- 1 道路
道路の整備に当たっては、全体のバランスや連続性に配慮しつつ、沿道地域の特性や快適性に配慮した景観の形成を図る等、それぞれの地域特性や周辺の景観との調和に配慮する。
 - (1)路線の選定
地域の地形や景観資源等を十分に把握し、周辺の景観との調和に配慮する。
周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、周辺の景観を大きく損わないよう工夫する。
 - (2)トンネル
坑口部は、周辺の地形になじむ構造及び形態とし、周辺の植生との調和に配慮した緑化に努める。
 - (3)高架橋及び歩道橋
形態、意匠及び色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。
取付部や擁壁等については、植栽等により修景緑化に努める。
 - (4)歩道及び自転車道
舗装等の形態、意匠、色彩及び素材については、周辺の景観との調和及び地域の特性に配慮する。
必要に応じ、緑化等により、潤いの場の創出に努める。
 - (5)道路附属物
防護柵、照明施設、ベンチ、花壇等の形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和、地域の特性又は統一性に配慮する。
信号機、標識等については、交通安全上支障のない範囲内で、整理統合を図るなど、周辺の景観との調和に配慮する。
 - (6)道路占用物等
電柱、電線類等について、都市内の幹線道路等においては、できる限り電線類の地中化に努め、やむを得ず地中化できない場合は、設置位置を工夫するなど目立たないように配慮する。
 - (7)道路緑化
街路樹等の道路緑化については、交通上の安全性を確保しながら、緑化に努めるとともに、地域の特性及び周辺の景観と調和した樹種等の選定に努める。
- 2 橋梁
橋梁は、道路、鉄道等の一部として河川、峡谷等を渡り、景観を眺める場又は眺められる対象として、地域の象徴となる可能性が高いものであるが、その整備に当たっては、安全性及び快適性に加え、それぞれの地域の特性や周辺の景観との調和に配慮する。
 - (1)橋梁本体

橋梁の構造、形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和や地域の特性に配慮する。

(2)高欄及び照明施設

形態、意匠、素材及び色彩は、橋梁本体との調和に配慮するとともに、快適性を高める配置などの工夫に努める。

(3)橋詰

できる限り緑化により修景を図るとともに、橋梁本体との一体的な景観の形成に努める。

3 河川及び水路

河川や水路は、古くから地域と深いかわりを持ち、生活や文化に大きな影響を与えてきているが、その整備に当たっては、治水及び利水の機能を確保するとともに、水辺とのふれあいの場の確保など地域の人々が水辺に親しめるような整備に努めるほか、それぞれの地域の特性や自然環境等の保全に配慮する。

(1)河道

周辺の景観との調和、自然環境や生態系の保全に配慮する。

(2)堤防、高水敷等

堤防の法面及び高水敷等については、治水上支障がない範囲において緑化及び親水施設の整備に努める。

(3)落差工、堰

構造、形態及び素材については、できる限り自然環境との調和に配慮するとともに、適切な魚道を設けるなど、魚類等の生態系に配慮する。

4 ダム、堰堤等

ダム、堰堤等は、治山、砂防、治水及び利水など、重要な役割を果たしているが、大規模な構造物であることから、周辺の景観の変化に配慮する。

(1)位置及び形式

ダム、堰堤等の位置や形式は、安全性及び機能性等の確保と併せて、できる限り周辺の景観との調和に配慮する。

(2)周辺の緑化

ダム、堰堤等の周辺は、地形、地質等の諸条件を考慮して緑化に努める。

(3)周辺施設

周辺施設の意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

5 急傾斜地崩壊対策施設等

急傾斜地崩壊対策施設や地すべり防止施設は、生命及び財産を守る重要な施設であるが、周辺の景観に影響を及ぼしやすいため、その整備に当たっては、防災性及び安全性等に支障のない範囲内で、周辺の景観との調和に配慮する。

(1)構造、形態、意匠、素材及び色彩

構造、形態、意匠、素材及び色彩については、できる限り周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化工法の併用に努める。

(2)植生の保全

周囲の斜面の植生をできる限り保全するよう努める。

6 公園等

自然公園、都市公園等については、憩いの場、自然とのふれあいと探勝の場、野外レクリエーション活動の場として利用されているが、公園等の整備に当たっては、地域の自然、歴史、文化等の特性を活かすとともに、地域の快適な環境づくりに努める。

(1)公園等全体

公園等の周囲にある道路、河川等の公共施設との連続性に配慮するとともに、地域の生態系に配慮する。

(2)公園施設等

園路、広場、休憩所、遊具等の公園施設等の素材は、できる限り自然素材を用いるとともに、自然公園の公園施設等の形態、意匠及び色彩は、地域の地形及び自然になじむよう工夫し、都市公園等の公園施設等の形態、意匠及び色彩は、周辺の景観に配慮しつつ、公園等の特徴を活かすよう工夫する。

(3)建築物等

自然公園内の建築物等の形態、意匠及び色彩は、地域の地形及び自然になじむよう工夫し、都市公園等内の建築物等の形態、意匠及び色彩は、周辺の景観に配慮するとともに、公園等の特徴を活かすよう工夫する。

(4)緑化

公園等の植栽は、在来樹種などを主体に地域に適した種類を選定するとともに、既存植生の保存、活用に努める。

(5)その他

垣及び柵については、生け垣等の活用に努め、周辺の景観との調和に配慮する。

公園等の敷地内においては、原則として電線類を地中化する。

7 公共建築物

行政サービス施設、集会施設、学校施設、供給処理施設等の建築物等(以下「公共建築物」という。)は、地域生活と深いかかわりを持ち、多数の人々が訪れ利用する場であるが、こうした公共建築物については、地域の風土、歴史及び文化等の地域特性や周辺の景観との調和に配慮する。

(1)位置

公共建築物の位置は、景観形成上重要な地域の良好な景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう配慮する。

敷地内の建築物及び工作物間相互の調和と全体的なまとまり、周辺の景観との調和に配慮する。

(2)形態、意匠及び色彩

周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりのある形態、意匠及び色彩とする。

避難設備、高架水槽等公共建築物本体に附属する部分は、防災性及び安全性等に支障のない範囲内で、主要な展望地又は道路から見えない位置に設置するとともに、公共建築物本体と一体化し、又は調和したものとなるよう努める。

(3)素材

地域性のある素材の活用に努める。

耐久性及び維持管理に優れた素材の活用に努める。

(4)敷地の緑化

樹木の配置や樹種の構成を工夫するなど、周辺の景観との調和に配慮した植栽を行うよう努める。

(5)附属施設

車庫、倉庫、汚水処理施設等の附属施設の位置、形態、意匠、素材及び色彩は、敷地内及び周辺の景観との調和、公共建築物本体との調和に配慮する。

(6)その他

敷地内においては、電線類の地中化に努める。